

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第90号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課及び同局長寿社会部長寿福祉課）

次のとおり、洛西ふれあいの里について、必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 入所定数の変更

授産園の入所定数を次のとおり変更します。

改正前	改正後
55人	60人

2 利用料金の限度額の改定

保養研修センターの教養講座等及び社会福祉に関する研修の受講に係る利用料金の適正化を図るため、その限度額を次のとおり改定します。

単 位	改正前	改正後
1人1回	3,000円	5,000円

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第90号

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を次のように改正する。

第15条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「55人」を「60人」に改める。

別表第1第2条第7号に掲げる事業の用に供する部分の項中「別に定める。」を「利用を開始する日の午後4時から利用を終了する日の午前10時まで」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 「利用を終了する日」には、12月27日からふれあい広場以外の部分を宿泊のために利用する場合における同月28日を含む。

別表第2教養講座等及び社会福祉に関する研修の受講(1人1回につき)の項中「3,000」を「5,000」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課及び同局長寿社会部長寿福祉課)